

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和6年3月29日（諮問（情）第31号）

答申 日：令和7年2月21日（答申（情）第28号）

答 申 書

第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙(1)に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った部分開示決定において非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）のうち、別表に掲げる部分を開示し、その余の部分は非開示とするのが妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和5年9月1日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、令和5年9月26日付け和相セ子1第85号で開示決定等の期限の延長を通知した。
- 3 実施機関は、審査請求人に対し、別紙(2)による部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年11月10日付け和相セ子1第85号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和5年11月22日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨
審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

本件処分の開示しない部分については理由はなく、全てを開示すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び審査請求に対する弁明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 和歌山県の公文書開示制度

- (1) 本県の公文書開示制度においては、何人も、条例第5条の規定により公文書の開示を請求することができ、実施機関は、自らの保有する公文書の開示請求があったときは、条例第7条の規定により、同条各号に掲げる非開示情報のいずれかが記載されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならない。
- (2) 開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合は、条例第8条第1項の規定により、当該部分を除いた部分を開示しなければならない。その際に実施機関は、条例第11条第1項の規定により、その旨の決定をし、開示請求者に対し、和歌山県情報公開条例施行規則第3条第1項で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 対象公文書について

本件開示請求において提出された公文書開示請求書の「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に記載された内容に照らして確認したところ、当該情報が記録された公文書を、「〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日死亡）の児童記録（経過記録表及びその添付書類）」（以下「本件公文書」という。）であると特定した。

3 本件処分について

- (1) 本件公文書に記録されている情報のうち、別紙(2)の「開示しない部分」欄に記載した各情報は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別できる情報であるため、非開示情報に該当する。

また、別紙(2)の「開示しない部分」欄に記載した情報のうち、(13)電話内容の一部、(19)関係機関から聴取した内容、(22)協議内容の一部及び(25)調査により取得した児童に関する各情報は、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示する

ことにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示情報に該当する。

- (2) 本件開示請求について、上記2の公文書のうち、非開示情報を除き、条例第11条第1項の規定により本件処分を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点はない。

第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件処分の妥当性について

(1) 対象公文書について

実施機関は、本件開示請求の対象公文書を、「〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日死亡）の児童記録（経過記録表及びその添付書類）」であると特定しており、審査請求人はこの点については争っておらず、当審議会としても、同特定は相当なものとする。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 条例第7条第2号について

(ア) 同条文の規定

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報とするものである。

ただし、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、あえて非開示情報として保護する必要性が乏しいものと考えられることから、同号の非開示情報から除くこととされている。

(イ) 条例第7条第2号該当性について

本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙(2)の「開示しない部分」欄に記載した各情報は、条例第7条第2号に規定する特定の個人を識別できる情報であり、非開示情報に該当するものと認められる。

しかし、当審議会において、本件開示請求書に記載されている特定の日に発生した死亡事案について、和歌山県警察本部長が報道機関に対して配付した公表資料を確認したところ、審査請求人が情報の開示を求めていると解される複数の特定の個人のうち1名（以下では、この1名を「当該児童」という。）については、上記公表資料において、その氏名（ただし、変更後のもの。）及びその生年月日が記載されていることを確認した。

そうすると、当該児童の氏名（変更前の名を除く。以下同じ。）及びその生年月日は、「慣行として公にすることが予定されている情報」といえ、これらについては、開示するのが妥当である。

もっとも、当該児童の氏名及び生年月日のみを開示したとしても、前後の文脈が不明であるなど、当該部分のみを開示する特段の意義は見出せない部分については、非開示を維持することが妥当である。

一方、当該児童以外の特定の個人に関する情報については、上記公表資料によっても、公知の事実になっているとは評価できず、本件開示請求においてその氏名が挙げられているとしないに関わらず、非開示とするのが妥当である。

以上の理由により、別表1及び2に記載した氏名及び生年月日については、これを開示すべきである。

また、経過記録表の添付書類である児童票に記載されている、当該児童に係る続柄欄については、当該児童の氏名を開示しており、当該欄に記載されるべき内容は明らかであるから、これを開示するのが妥当である。

なお、上記のとおり、当該児童の氏名及び生年月日は公知の事実と評価できるが、本件処分の時点で、実施機関は、和歌山県警察本部から上記公表資料の提供を受けておらず、その内容を把握していなかったことを考慮すると、当該児童の氏名及び生年月日を非開示とした実施機関の判断はやむを得ないものであったと評価できることを申し添える。

イ 条例第7条第7号について

(ア) 同条文の規定

条例第7条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報としている。そして、公にすることでその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが容易に想定されるものをアからオまでに類型的に例示し、類型化が困難な場合を

想定して「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」との包括的な規定が設けられている。

係る包括的な規定が設けられているのは、県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であることから、公にすることでその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業の情報をあらかじめすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しいからである。

以上を踏まえると、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」に該当するか否かの判断は、実施機関の恣意的な判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある、また、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されると解される。

(イ) 条例第7条第7号該当性について

本件対象公文書に記録されている情報のうち、別紙(2)の「開示しない部分」欄中の(13)、(19)、(22)及び(25)に記載した各情報は、実施機関が行う事務又は事業に関する情報であると認められる。そして、児童相談所が扱う情報は一般にプライバシー性が高く、また、児童の生命又は身体の安全にかかわるものも含まれ得るところであり、そうした情報を開示することにより、児童のプライバシーが侵害されたり、児童の生命又は身体の安全を脅かされたりするおそれがあると評価でき、こうしたおそれは法的保護に値する蓋然性があると認められる。

以上から、別紙(2)の「開示しない部分」欄中の(13)、(19)、(22)及び(25)に記載した各情報は、児童相談所の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、非開示が妥当である。

ウ 本件処分の妥当性の判断について

よって、本件非開示部分のうち、別表に掲げる部分を開示し、その余の部分は非開示が妥当である。

3 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和6年3月29日	○諮問（実施機関）

令和6年5月31日	○審議
令和6年6月21日	○審議
令和6年7月23日	○実施機関の口頭説明
令和6年8月9日	○審議
令和6年9月25日	○審議
令和6年10月23日	○審議
令和6年11月29日	○審議
令和6年12月20日	○審議
令和7年2月6日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第1部会

石倉誠也、早坂豊司、藤田隼輝、森下順子

別紙

(1) 本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和5年9月1日	〇〇年〇〇月〇〇日に死亡した特定の個人について県が保護したのか否かを示す書面及び特定の個人が施設で虐待されていたことを示す書面

(2) 令和5年11月10日付け和相セ子1第85号による部分開示決定

公文書の名称	開示しない部分	開示しない理由
〇〇(〇〇年〇〇月〇〇日死亡)の児童記録(経過記録表及びその添付書類)	(1) 通告者名、通告経路 (2) 電話番号 (3) 通告内容 (4) 住所 (5) 生年月日 (6) 児童の世帯に関する情報 (7) 面接した者の氏名 (8) 居住地がわかる内容 (9) 児童との面接内容 (10) 電話連絡した者の氏名 (11) 児童の保護者に関する情報 (12) 所属先(学校等)名、校長、教諭(担任)等氏名 (13) 電話内容の一部 (14) 指示内容の一部 (15) 対応宿直職員名 (16) 主治医名及び病院名 (17) 相談者名、関係者名及びその情報 (18) 相談内容 (19) 関係機関から聴取した内容	(1) 左記(1)から(27)までについて 条例第7条第2号 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であるため。 (2) 左記(13)、(19)、(22)、(25)について 条例第7条第7号 実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

	(20) 関係機関名、職員名 (21) 児童名 (22) 協議内容の一部 (23) 戸籍、住民票 (24) 健康診断記録、身体測定記録 (25) 調査により取得した児童に関する情報 (26) 卒園記念写真、卒業文集資料 (27) ケース番号	
--	---	--

別表

下記の表のうち、「頁」は、開示文書全体の通しでの頁数を指す。

1 経過記録表のうち、当審議会が開示すべきと判断した部分

頁	年月日／時間	文字数又は事項
8	平成30年10月1日(月)17:55	当該児童の生年月日
13	令和3年6月9日(水)15:10	当該児童の生年月日
13	令和3年6月9日(水)15:20	当該児童の生年月日

2 経過記録表の添付書類のうち、当審議会が開示すべきと判断した部分

頁	公文書	文字数又は事項
54	保育園長発児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査への回答(令和3年7月12日受付)	当該児童の生年月日
55	保育所児童保育要録	当該児童の生年月日
56	健康診断記録	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
57	健康診断記録	当該児童の生年月日
58	調査回答について(令和3年7月8日供覧)	当該児童の生年月日
59	申請児童の生活状況等について	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
60	幼児入所調査票	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
62	児童票(家庭記録)	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
64	児童票(保育記録) 1歳児	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
66	児童票(所見) 0・1歳児	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
68	児童票(家庭記録)	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
70	児童票(保育記録) 1歳児	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
		当該児童の生年月日

72	児童票（所見） 0・1歳児	当該児童の氏名(変更前の名は除く。)
74	児童票（家庭記録）	当該児童の氏名
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
76	児童票（保育記録） 2歳児	当該児童の生年月日
80	児童票（家庭記録）	当該児童の氏名
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
82	児童票（保育記録） 3歳児	当該児童の生年月日
86	児童票（家庭記録）	当該児童の氏名
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
88	児童票（保育記録） 4歳児	当該児童の生年月日
90	児童票（家庭記録）	当該児童の氏名
		当該児童の生年月日
		当該児童の続柄
92	児童票（保育記録） 5歳児	当該児童の生年月日
99	調査回答について（令和3年7月5日供覧）	当該児童の生年月日
100	学校照会書（令和3年6月23日受付）	当該児童の生年月日
103	学校照会書（令和3年6月25日受付）	当該児童の生年月日
107	診療所見についての意見書（2021年6月16日付け）	当該児童の生年月日
109から112	検査詳細情報	当該児童の生年月日
116	令和3年6月15日付け関係自治体の長発児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（回答）	当該児童の生年月日
120	学校照会書（令和3年6月15日受付）	当該児童の生年月日
125	身体計測データ	当該児童の生年月日
129	身体測定記録	当該児童の生年月日
130	令和3年7月7日付け関係自治体の長あて戸籍謄本・戸籍の附票の無償交付について（依頼）	当該児童の生年月日

131	令和3年7月5日付け関係保育園長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
136	令和3年6月10日付け関係自治体の長あて戸籍・住民票等の公用請求について（依頼）	当該児童の生年月日
137	令和3年6月10日付け関係自治体の長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
138	令和3年6月10日付け関係自治体の長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
139	令和3年6月10日付け関係医療機関の長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
140	令和3年6月10日付け関係中学校長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
141	令和3年6月10日付け関係小学校長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
142	令和3年6月10日付け関係小学校長あて児童福祉法第12条第2項及び第11条第1項第2号ハに基づく調査について（依頼）	当該児童の生年月日
143	令和3年6月9日付け虐待通告受付票	当該児童の生年月日
144	令和3年6月9日付け連絡基準チェックリスト	当該児童の生年月日